

JPRS-ADVRPT-2004xxx
2004 年 x 月 x 日

答申書（案）

指定事業者制度の下での特定の状況における JP ドメイン名とその登録者の保護についての諮問書(JPRS-ADV-2003001)について、答申致します。

主文

指定事業者が JP ドメイン名に関するサービスを終了した場合、倒産した場合など、JPRS と指定事業者の間の契約が終了となった際には、その指定事業者の管理下の JP ドメイン名を一旦 JPRS の管理下に置き、JPRS が登録者に対して新たな指定事業者の選定と登録継続の意思確認を求めることが妥当である。JPRS は登録者の意思を確認するために適切な期間を設けるべきであるが、期間内に登録者から新たな指定事業者の選定意思表示が行われなかった場合、その JP ドメイン名は登録継続の意思がないものとして廃止することが妥当である。さらに登録者が指定事業者を選択する際には、登録者が自分が必要とするサービスを提供している指定事業者を選択できるよう、レジストリとして適切な情報提供を検討するのが望ましい。

属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名で、登録者の所在が不明となった場合や、登録した組織が存在しなくなった場合などの特定条件のもとでは、指定事業者が登録者の意思確認文書を提出することなく JP ドメイン名の廃止届を提出することができる。このように指定事業者が登録者にドメイン名の廃止意思の確認が出来ない場合は、指定事業者のみではなく JPRS から登録者に意思確認を試みた上で、JP ドメイン名を廃止することが妥当である。また、登録者の JP ドメイン名廃止意思は、現在 JPRS が直接書類等で確認しているが、指定事業者が適切な方法で登録者の JP ドメイン名廃止意思を確認できる場合には、汎用 JP ドメイン名と同様に、指定事業者が廃止手続を行うことができる形を検討すべきである。

理由

JPRS は、登録者保護の観点から JP ドメイン名の廃止による影響を考慮し、登録者本人からの明確な廃止意思を確認出来ない場合は、原則として JP ドメイン名の登録が継続されることを重視しなければならない。指定事業者が登録者に必要なサービスを提供できなくなったり、登録者の意思を確認できないまま手続を行わねばならない場合には、適切な期間を設け、レジストリとして登録者の意思を確認し、それに基づいた業務を行うべきである。

しかし、その期間内に登録者から必要な意思確認が行えなかった場合は、その JP ドメイン名の登録を希望する他のユーザの不利益を防ぐという観点から、JP ドメイン名を廃止するのが妥当である。以下場合分けして説明する。

1. JP ドメイン名を管理する指定事業者と JPRS との間の指定事業者契約が終了となった場合

現在、JPRS と指定事業者の間の契約が終了となった際には、その指定事業者の管理下の JP ドメイン名を一旦 JPRS の管理下に置き、JPRS は登録者に対して新たな指定事業者の選定と登録継続の意思確認を求めている。その期間内に登録者から意思表示がなかった場合には、JPRS が指定した指定事業者にその JP ドメイン名の管理を移管することとしている。

しかし、通常、指定事業者はそれぞれ登録者との間でサービス契約を締結して JP ドメイン名の登録管理に関するサービスを提供している。そのため、登録者から明示的に新しい指定事業者からそのサービスを受けるといった意思表示がないままに移管を行うと、契約関係を成立させることができない。また、登録者からの意思表示がないものは、ほとんどの場合がその後に廃止されており、実際には暗黙の廃止意思表示であることが多い。これらを指定事業者に移管すると、サービス対価を得られないままに廃止の手続のみを負担することになってしまう。また JPRS および指定事業者において発生する業務コストが JP ドメイン名の登録者全体の負担につながる可能性もあり、そうした問題を防ぐために公平かつ合理的な方法をとる必要がある。

その方法として、JPRS と指定事業者の間の契約が終了となった際には、その指定事業者の管理下の JP ドメイン名を一旦 JPRS の管理下に置いて登録者に対して新たな指定事業者の選定と登録継続の意思確認を求め、そのうえで適切な期間内に登録者から必要な意思表示が行われなかった場合には、その JP ドメイン名は登録継続の意思がないものとして廃止することが妥当である。

2. 属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名において、登録者の意思確認文書の提出なく、指定事業者から JP ドメイン名の廃止届が提出された場合

現在、属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名で、登録者の所在が不明となった場合や、登録した組織が存在しなくなった場合などの特定条件のもとでは、指定事業者が登録者の意思確認文書を提出することなく JP ドメイン名の廃止届を提出することができる。このように指定事業者が登録者に JP ドメイン名の廃止意思の確認が出来ない場合は、指定事業者のみではなく JPRS から登録者に意思確認を試みた上で、JP ドメイン名を廃止するという手続きは、現状の仕組みの中での登録者の保護方策として妥当である。

属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名においては、通常、登録者の意思確認文書の提出によって廃止手続をとっており、指定事業者が登録者の意思確認を行い、さらにレジストリが確認するという二重構造になっている。一方、汎用 JP ドメイン名においては、登録者の意思は指定事業者が確認しているということを前提とした廃止手続をとっている。このように属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名と汎用 JP ドメイン名において、JP ドメイン名の廃止に関する手続が異なっていることが指定事業者・登録者に対して混乱を招いている。今後は、JPRS と指定事業者との役割分担の中で、指定事業者が適切な方法で登録者の JP ドメイン名廃止意思を確認できる場合には、汎用 JP ドメイン名と同様に、JPRS が直接登録者の意思を書類等で確認することなく、指定事業者が手続を行うことができるよう、合理的な修正を検討することが妥当である。